



海外貨物検査株式会社
Overseas Merchandise Inspection Co., Ltd.

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15番6号
TEL: (03)3669-5181 FAX: (03)3669-5190 URL: <http://www.omicnet.com>

各位

2011年9月20日
OCD-58/043

海外貨物検査株式会社
認定検査部長 小西 幸



EU有機基準同等の認証サービスのご案内

弊社の有機認証業務につきまして、日頃よりご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、弊社はEU有機基準と同等の認証業務を開始することといたしましたので、以下のとおり、ご案内申し上げます。

1 EU認証における弊社の立場

弊社は、国際的に有機認証機関の審査を行っている International Organic Accreditation Service 社 (IOAS) より、EU基準同等の有機認証業務の認定を取得しました。

EU有機規則では、EU当局から承認未取得の認証機関であっても、その認証を受けた有機産品が、下記条件を満たすものについては、有機として流通させることが可能です。

2 EU規則の要求する条件

① 条件の根拠

EU規則の中で、以下のとおり条件が示されています。

- 「EU有機法；輸入関係細則」第19条第1項

加盟国の関係当局は、当該国における輸入業者が規則(EC) No 834/2007の第28条に従って同規則第33条第2項に係るリストに含まれていない第3国から輸入した産品を市場に出荷すると活動の申告した場合には、当該輸入業者を第40条に従って許可することができる。但し、当該輸入業者は、同規則の第33条第1項(a)及び(b)に係る条件を充足していることを示す十分な証拠を提供しなければならない。

- 「EU有機法」第33条第1項(a)、(b)

次の場合には第3国からの輸入品も共同体市場に出荷することができる。

(a) 第III及びIV章に定めるのと同等の生産ルールにより生産された産品であること



海外貨物検査株式会社 Overseas Merchandise Inspection Co., Ltd.

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15番6号
TEL: (03) 3669-5181 FAX: (03) 3669-5190 URL: <http://www.omicnet.com>

(b) 有機業者が第 IV 章に定めるのと同等の効果を有する管理方法に従い、かつ、その管理方法が恒常的かつ効果的に適用されること

② 条件の内容

上述の条項により、弊社による EU 基準同等の認証を受けた事業者の製品は、EU の輸入業者が「EU 有機法」第 33 条第 1 項(a)、(b)を満たしたものであることを示す証拠として以下の書類を加盟国の関係当局に提出し、「許可」を得る必要がありますが、提出が求められる書類は弊社より提供できるものです。

- IOAS からの弊社認定証コピー及び/もしくは IOAS より受領する EU Equivalence assessment report (近日中に受領できる見込みです。)
- 事業者に対する OMIC 発行の認証書
- Documentary Evidence (EC 規則 834/2007 の第 32 条、29 条に規定されるもの)
- その他 (まれなケースとして、当局から事業者の有機管理規程や有機生産の記録などを要求される可能性があるそうです。)

加盟国の関係当局による「許可」の有効期間は 1 年間です。また、「許可」を与えた加盟国の関係当局は、「許可」の内容を他の加盟国及び EU 委員会に通知することが義務付けられていますので、1 年以内に同じ産品を輸出する場合には、輸入業者が「許可」を申請する必要はありません。

* 参考情報

EU における有機関連の主な規則は以下のとおりです。

- Council Regulation (EC) No. 834/2007 of 28 June 2007 on organic production and labeling of organic products and repealing Regulation (EEC) No. 2092/91 = 「EU 有機法」
- Commission Regulation (EC) No 889/2008 of 5 September 2008 laying down detailed rules for implementation of Council Regulation (EC) No 834/2007 on organic production and labelling of organic products with regard to organic production, labelling and control = 「EU 有機法；有機生産・表示・管理細則」
- Commission Regulation (EC) No. 1235/2008 of 8 December 2008 laying down detailed rules for implementation of Council Regulation (EC) No. 834/2007 as regards the arrangements for imports of organic products from third countries = 「EU 有機法；輸入関係細則」

3 弊社のサービスをご利用いただく際の注意事項

上記 1 にあるとおり、弊社の認証を受けた有機産品を EU で有機として出荷するためには、上記 2 の条件を満たすことが要求されています。この条件は、これから弊社として EU 当局に申請を行い、当局より承認を得ることができれば必要ないものとなりますので、できるだけ早く承認を得られるべく努力して参ります。



海外貨物検査株式会社
Overseas Merchandise Inspection Co., Ltd.

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15番6号
TEL:(03)3669-5181 FAX:(03)3669-5190 URL:<http://www.omicnet.com>

なお、EU 認証のご申請を検討されるにあたり、EU の輸入業者に上述の条件をご説明いただくために、当文書の英語版を作成しておりますので、ご利用いただけますようお願い申し上げます。

4 EU 基準同等認証の料金

別紙のとおり。

5 問い合わせ先

海外貨物検査株式会社(OMIC) 認定検査部

Tel : 03-3669-5184 / Fax : 03-3669-5198

E-mail : ocd@omicnet.com

担当 : 吉田

以上

OCD-58/043 - 別紙 EU 基準同等認証料金

1 認定料

1.1 認定料の構成

認定料は、次により構成されます。

- (a) 基本認定料金（下記 1.2 の当初認定基本料金及び下記 2.1 の補足認定検査基本料金）
- (b) 検査員の旅費実費（交通費及び宿泊費）
- (c) 検査員の日当
- (d) その他必要とされる場合の追加検査料

1.2 基本認定料

（単位：米ドル）

業種 \ 料金	当初認定検査				年次確認検査		
	認定申請料	現地検査 +判定	認定管理料	計	現地検査 +判定	認定管理料	計
P1	600	1,200	600	2,400	1,000	600	1,600
P2	300	600	600	1,500	500	600	1,100
H1	300	600	600	1,500	500	600	1,100
H2	600	1,200	600	2,400	1,000	600	1,600
P1H1	800	1,600	1,200	3,600	1,200	1,200	2,400
P1H2	1,000	2,000	1,200	4,200	1,400	1,200	2,600
P2H1	500	1,000	1,200	2,700	600	1,200	1,800
P2H2	800	1,600	1,200	3,600	1,200	1,200	2,400

【説明】 P1 : 圃場での作物生産（グループ生産を含む）

P2 : 野生作物の採取

H1 : 加工を伴わない取扱

H2 : 加工を伴う取扱

P1H1: 作物生産と加工を伴わない取扱の二業種

P1H2: 作物生産と加工を伴う取扱の二業種

P2H1: 野生作物の採取と加工を伴わない取扱の二業種

P2H2: 野生作物の採取と加工を伴う取扱の二業種

- [注] 1) 作物生産の認定は、圃場及び農場施設の複合体を対象に行います。複数の圃場及び農場施設の認定申請については、当該圃場及び農場施設が同一の地域に所在し、同一の経営体が管理する場合には、単一の認定として取扱います。
- 2) 取扱の認定は、工場・倉庫・事務所を対象に行います。これらの施設が同一地域に所在し、同一の経営体が管理する場合には、単一の認定として取扱います。
- 3) OMIC が申請者から必要資料を添付した申請書を受領して審査を開始した場合には、申請者が当該申請を撤回した場合でも認定申請料は返還しません。
- 4) 外部情報等により認定事業者が適正に業務を実施しているかどうかを調査する特別確認検査が必要となった場合には、上表の年次確認検査料と同額の検査料を申し受けます。

1.3 旅費実費

現地検査に要する交通費・車賃貸料・宿泊費等の実費

1.4 日当

検査員の日当は、75 米ドル/人/日とします。

1.5 その他の追加検査料

- (1) 現地検査は 1 日で完了することを前提としています。検査場所が複数にわたるなどの事情により現地検査に 2 日以上を要する場合には、350 米ドル/人/日の追加検査料のほか検査員の旅費実費及び日当が加算されます。
- (2) 当初認定検査或いは年次確認検査で NOP 法令への適合性検査のための追加的な検査が必要とされた場合には、350 米ドル/人/日の追加検査料のほか、検査員の旅費実費及び日当が加算されます。

2 補足認定料

2.1 認定内容の実質的な変更

- (1) 認定農場(圃場)の追加、生産・加工ラインの増設、生産・取扱施設或いは業務実施方法の大幅な変更には、補足認定検査が必要となります。補足認定検査料は下表のとおりで、このほか現地検査には上記 1.3 の検査員の旅費実費及び上記 1.4 の日当が加算されます。(P1H1、P1H2、P2H1、P2H2 の料金を適用するのは、生産あるいは採集に関する内容と取扱いに関する内容の双方において補足認定検査が必要である場合とし、いずれか一方に関しての補足

認定検査を実施した場合には、該当する業種のみ料金を適用します。）

- (2) 補足認定検査が年次確認検査と同時に行われ、通常の確認検査時間内に完了する場合には、補足認定検査料は加算されません。ただし、生産現場が遠隔地に所在する等により現地検査期間の延長が必要となった場合には、350 米ドル/人/日の追加検査料が必要となります。

(単位: 米ドル)

業種	補足認定検査料		
	書類検査	現地検査+判定	計
P1	1,000	600	1,600
P2	500	600	1,100
H1	500	600	1,100
H2	1,000	600	1,600
P1H1	1,200	1,200	2,400
P1H2	1,400	1,200	2,600
P2H1	600	1,200	1,800
P2H2	1,200	1,200	2,400

2.2 認定内容の軽微な変更

- (1) 生産或いは取扱いに係る製品の品目追加等認定内容の軽微な変更については、100 米ドル/品目の補足認定料を申し受けます。
- (2) 申請の内容により、実地検査を行う必要がないと判断された場合は、上表の書類検査料のみを申し受けます。

3. JAS /NOP と EU 同等基準 の重複認定割引

3.1 実地検査を伴うケース

次の(a)或いは(b)の認定申請者及びOMIC認定取得業者に係る上記1.2及び2.1の認定料は50%割引とします。

- (a) JAS及び/又はNOPとEU有機基準同等の認定申請者
- (b) OMICのJAS及び/又はNOP認定取得業者

[注] JAS: 日本農林規格

NOP: 米国国家有機計画

3.2 実地検査を伴わないケース

上述 3.1 の条件に合致した申請のうち、申請書類の審査により、JAS/NOP 基準による実地検査の結果から EU 基準同等であることを確認できるものについては、実地検査を省略します。この場合には、以下の料金を適用いたします。

(単位: 米ドル)

業種 \ 料金	当初認定料金			
	認定申請料	判定	認定管理料	計
P1	300	200	300	800
P2	150	200	300	650
H1	150	200	300	650
H2	300	200	300	800
P1H1	400	400	600	1,400
P1H2	500	400	600	1,500
P2H1	250	400	600	1,250
P2H2	400	400	600	1,400

4 書類発行料

(単位: 米ドル)

書類	発行料
認定証 (再発行)	20.00/証明書
取引確認書 (EU 所定様式によるもの)	20.00/証明書

5 認定料のお支払いと払い戻しの基準

- (1) お支払いいただいた申請料については、申請者が申請を取りやめた場合においても、弊社が申請書と附属書類を受理し、書類審査を開始した場合においては、払い戻しをできかねます。
- (2) 申請者が申請を取りやめた場合においても、実地検査に伴う費用が発生していた場合には、上記 1.1 の(b)、(c)、(d)に関して相応の費用をお支払いいただくこととなります。